

新座市集団資源回収事業参加についての協力依頼

暑さが日ごとに加わってまいります。保護者及び地域の皆様には、お変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、新聞やテレビ等の報道で既にご承知のことと思いますが、各市町村ともごみ処理能力は限界に達している現状です。このことをふまえ、新座市では市民の皆様のご協力を得て、ごみ減量や資源の再利用運動を積極的に推進しているところです。本校でも保護者及び地域の皆様のご協力をいただき、平成3年度より市の集団資源回収事業に参加しております。

子供たちは、環境教育の一環として「資源の大切さ」「資源の再利用」についての体験学習に取り組んでいます。本年も引き続き、下記の通り実施したいと思いますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

記

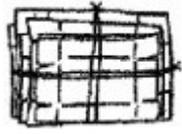
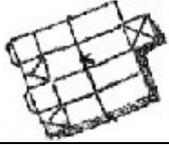
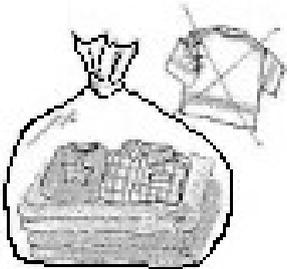
1 目的

- (1) 学校内や家庭から出る再生可能な紙類を、学校と家庭が協力して一括回収し、新座市民が現在進めているごみ減量や資源の再利用運動に積極的に参加していく。
- (2) 児童が学習する「資源の大切さ」や「資源の再利用」の内容を実際の体験を通して学ばせる。

2 方法

- (1) 回収方法
栄小学校の学区内において毎週月曜日【含祝日】を資源回収日とし、「栄小資源回収場所」の看板を指定場所に設置し、新座市が委託している協力業者が直接回収に行きます。
<回収業者名> 株式会社 高岡
保護者会の「資源回収」担当係の保護者は、学校と相互に連絡を取り合いながら回収場所の援助をしていきます。
- (2) 収益金の使途
回収により得た収益金は栄小学校PTAの名義で預金し、PTA年度会計とはその運営を分け、特別会計として運営いたします。その使途については、学校教育のために有効、適切に使わせていただきますが、その折には教職員および保護者、地域の皆様のご意見を伺い、栄小PTAと学校とで検討して参ります。
- (3) 回収するものは・・・
『古新聞』『古雑誌』『段ボール』『空き箱 (金銀の紙は不可)』『衣類 (ぬいぐるみ・布団・カーペットは不可)』『毛布』『アルミ缶 (スチール缶は不可)』『紙パック』

集団資源回収の対象物と出し方について

種別	品目	出し方	注意点	回収できないもの	
新聞	新聞と 新聞の折り込み チラシのみ		●汚れたもの、臭いのついたものは混ぜない	<ul style="list-style-type: none"> ・感熱紙 (Fax 用紙) ・ビニールコート紙 ・カーボン紙 ・油紙 ・写真 ・金・銀色の紙 ・紙筒(ラップの芯等) <p style="text-align: right;">など</p> <p>⇒可燃ごみへ</p>	
雑誌 雑がみ	雑誌、菓子箱 紙袋、包装紙 書籍、教科書 文庫本、ノート等	 <p style="text-align: center; font-size: small;">取っ手が紙製以外は取り外す</p>	●束ねられない小さな紙は紙袋に入れて出すか、雑誌に挟む		
段ボール	段ボールのみ		●断面が2重構造(波型)のもの		
紙パック	飲料用紙パック	●洗って乾かし、平らになるよう開いてひもで縛る		●プラスチック製の注ぎ口は資源プラスチックへ	<ul style="list-style-type: none"> ・内側が茶色のもの ⇒可燃ごみへ ・アルミ付(銀色)のもの ⇒公共施設の拠点回収へ
布類	衣類・着物 (着用できるもの) 毛布 タオル シーツ	●濡れないように透明袋に入れる		●リサイクルできない布類は細かく(50cm × 50cm)切って金具を外して可燃ごみへ	<ul style="list-style-type: none"> ・綿、羽毛類 (布団、はんでん、ぬいぐるみ、クッションなど) ・カーペット、こたつマット ・トイレ用品 ・靴、スリッパ ・布地の裁断くず (切れ端) ・カーテン など ・電気毛布→粗大ごみ
アルミ缶	アルミ缶 アルミのふた	●専用のネット等に直接入れる ●透明袋に入れる		●洗って乾かして潰す	・スチール缶

上記以外の資源ごみ(例：スチール缶・ビン・ペットボトル・資源プラスチック)は新座市が行っているリサイクル資源回収に出していただきます様よろしく願います。

注：布団を出さないでください(中綿が腐りカビが生えると他も回収できなくなります)



また、スムーズに資源回収を行えるよう、栄小学校の資源回収集積所看板の所へ月曜日朝9時までに出していただく様ご協力よろしく願います。
※看板のないところへは出さないように願います。



栄小資源回収看板設置

1	栄4丁目8-39
2	栄4丁目8-36
3	栄4丁目8-32
31	新塚1丁目2-1
32	新塚1丁目2-2

4	栄1丁目1-1
5	栄2丁目2-9
6	栄2丁目3-4
7	栄2丁目5-4
8	栄3丁目4-9
9	栄3丁目7-29
10	栄3丁目6-28
11	栄3丁目6-37
12	栄3丁目5-25

13	栄3丁目7-15
14	栄3丁目6-10
15	栄3丁目8-13
16	栄3丁目9-2
17	栄3丁目9-21
18	栄3丁目10-14
19	栄3丁目12-14
20	栄3丁目13-6

21	栄4丁目2-6
22	栄4丁目3-14
23	栄4丁目3-15
24	栄2丁目5-17
25	栄4丁目6-14
26	栄4丁目6-33
27	栄4丁目7-10
28	栄4丁目7-17
29	栄4丁目8-13
30	栄4丁目7-25

※②④の設置場所は、令和5年4月をもちまして終了しました。